

「東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の特例措置の延長」に対する
パブリックコメントの結果概要について

概要

「東日本大震災に伴う自動車 NOx・PM 法の特例措置の延長」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間： 平成 23 年 8 月 26 日 (金) ~ 平成 23 年 9 月 26 日 (月)
- (2) 告知方法 : 環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法： 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

御意見の提出数

- (1) 御意見の提出者数と内訳

事業者団体・民間事業者関係	1 通
---------------	-----

個人・市民団体・その他	1 通
-------------	-----

合 計	2 通
-----	-----

- (2) 意見ののべ総数 2 件

御意見の概要と対応方針について
別紙のとおり

「東日本大震災に伴う自動車NOx・PM法の特例措置の延長」に対する
意見の募集(パブリックコメント)について

NO	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>本件特例延長は、不要だと思えます。車の買替えができなくても、既存の車にマフラー等を取り付ける等の方法により基準を満たすことは、十分可能だと思えます。また、特種な車は消防車に限られるわけではないにもかかわらず、消防車についてのみ特例の延長を行うのは、消防車を使用するのは特定の者に限られることから、法の下での平等(憲法第14条第1項)に反すると思えます。</p>	<p>ご指摘のあったNOx・PM低減装置の取付は有効な対応方法ですが、取付可能な車両が限られていることから、本措置の実施は必要であると考えております。</p> <p>また、本措置案は公益上必要不可欠なものと考えられ、その検討にあたっては、関係各者へ幅広く御意見を伺っております。</p>
2	<p>自動車NOx・PM法の対策地域において今年12月に車検期限を迎える消防自動車を有しております。そのため、今年度予算で車両更新を予定していましたが、震災の影響で納入が遅れており、数ヶ月の間、保有する消防自動車が増加する見込みです。</p> <p>本措置の活用にあたっては車検代金が必要となりますが、車検代金の捻出が難しいことから、車検を受けることなく現行の消防車両を運用して参りたいと望んでおります。</p>	<p>本措置は、自動車NOx・PM法の車種規制の経過措置期間の延長を行うものであります。なお、車検制度上の措置は、道路運送車両法に基づき国土交通大臣が命令を定めるものとしております。いただいた御意見については、国土交通省に参考送付いたします。</p>